

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年12月25日 22時00分ごろ
発生場所	宮城県女川町笠貝島 <sup>かさがいじま</sup> 東方沖 陸前江島灯台から真方位070° 4.4海里付近 (概位 北緯38° 25.4′ 東経141° 40.9′)
事故の概要	漁船第七厚根丸 <sup>あつね</sup> は、南進中、また、漁船第十八友漁丸 <sup>ゆうりょう</sup> は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七厚根丸、19トン MG2-6298（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第十八友漁丸、19トン MG2-5424（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 球状船首部に破損 B 集魚灯に濡損、集魚灯の竿に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、法定灯火を表示し、いわし棒受網漁の魚群を探索しながら南進中、船長Aが、レーダーを起動していたものの、専ら目視で見張りを行い、前路で漂泊して作業中のB船に気付かないまま、船首部がB船の右舷中央部に衝突した。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、法定灯火を表示して漂泊し、いわし棒受網を投網中、接近するA船を認めたものの、船長Bが、いずれ自船を避けてくれるものと思い、作業を続けていたところ、A船の船首部がB船の右舷中央部に衝突した。 B船は、他船が判別しやすいようにマストに青色と黄色の回転灯を設置していたものの、本事故当時、点灯していなかった。 A船及びB船が営むいわし棒受網漁は、集魚灯を点灯し続けるといわしが逃げるので、投網後、魚を海面に集めるために一瞬だけ集魚灯を点灯する以外、最小限の灯火で作業する特徴がある。
分析	A船は、南進中、船長Aが、レーダーを起動していたものの、専ら目視で見張りを行いながら航行していたことから、前路で漂泊して作業中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、法定灯火を表示し、集魚灯を消灯した状態で漂流中、船長Bが、接近するA船が操業中の自船を避けてくれるものと思い、操業しながら漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船は南進中、B船は法定灯火を表示し、集魚灯を消灯した状態で漂流中、船長Aが、専ら目視で見張りを行いながら航行していたため、前路で漂流して操業中のB船に気付かず、また、船長Bが接近するA船が自船を避けてくれるものと思い、操業しながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間航行の際、レーダー等を活用して見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、漂流して操業中であっても、航行中の他船が自船を避けてくれると思わず、動静を監視し、必要に応じて有効な音響による信号で注意喚起を行うとともに、機関を使用するなどして早期に衝突を回避するための措置を採ること。</li> </ul>